

全国社会保険委員会連合会

会 報

令和5年9月 第36号



厳島神社 大鳥居 (広島県廿日市市)

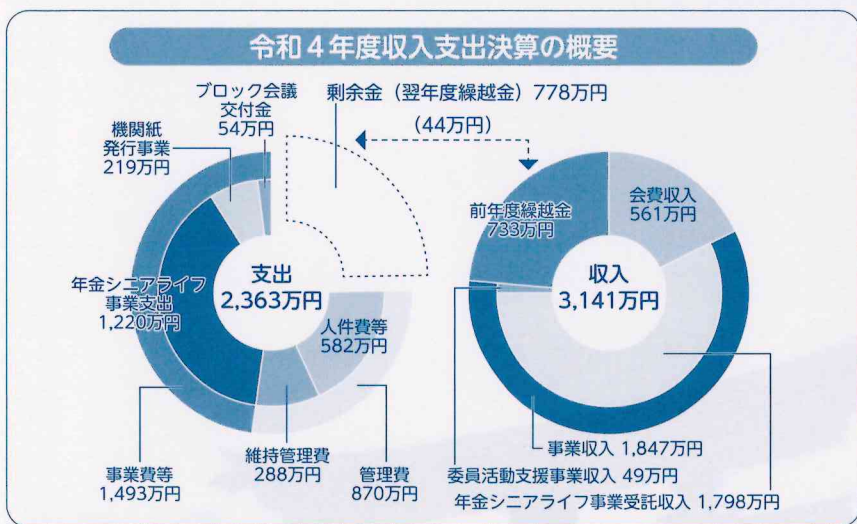
全国社会保険委員会連合会 第32回定期総会 開催報告

令和5年6月7日（水）全国社会保険委員会連合会第32回定期総会がTKP品川カンファレンスセンターにおいて開催されました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に引下げられ4年ぶりに対面での開催が実現いたしました。開催に当たり武藤会長代行の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課長樋口俊宏様、同保険局保険課長原田朋弘様、日本年金機構理事入澤俊行様、全国健康保険協会審議役春山保男様よりご挨拶を頂きました。

その後議事に入り、「令和4年度事業報告並びに収入支出決算」、「令和4年度決算剰余金処分（案）」、「令和5年度事業計画（案）」並びに収入支出予算（案）」について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認されました。令和4年度事業実施報告として

- ① 都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
 - ② 厚生労働省等関係機関との連携状況
 - ③ ブロック会議への開催支援等
 - ④ 「年金シニアライフセミナー」の開催支援（21府県、42会場で実施）
 - ⑤ 全委連機関紙「会報」配布（9万8千部）
 - ⑥ 「厚生年金保険の早わかり」配布（2万2千部）等が報告されました。
- 令和4年度収入支出決算については、

収入総額が3141万6291円、支出総額が2363万8394円となり前年度からの繰越金（733万4181円）を除いた単年度の実質的収支は44万3716円の黒字決算となった。



たことが報告されました。

一方、令和5年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④「会報」の発行など、収入、支出それぞれ3697万8千円の予算で事業を行うことが提案され、両案とも承認されました。

その他、全国社会保険委員会連合会会費規程の一部改正が審議され、審議の結果承認され令和6年4月1日から施行することとされました。

また、令和5年度は、役員の変更が行われ新たな役員が選任され、任期は令和7年の総会までの二年間とされました。（7頁役員名簿参照）



全国社会保険委員会連合会

武藤会長代行

武藤会長代行挨拶

総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様には大変お忙しい中、遠路ご出席をいた

だき誠に有難うございます。

また、厚生労働省、日本年金機構並びに全国

健康保険協会からもご出席をいただきまして、第32回定期総会を開催することが出来たことをご心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のまん延等の影響により令和2年第28回総会から第31回総会までは大変ご不便をおかけいたしました。この間、当連合会事業におきましても新型コロナウイルスまん延防止の観点からやむなく事業の中止等により各連合会、委員会並びに委員の皆様にもご不便等をおかけいたしましたことお詫び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症もその取扱いが2類相当から5類へと引き下げられ社会活動も変容し、当会、各連合会並びに委員会等の活動も従前の事業活動等へと移行していくことと思えます。当連合会においては、コロナ禍において中止されていた「年金シニアライフセミナー」や各ブロック会議に対する開催支援等に積極的に取り組んでまいるとともに、各社会保険委員会・連合会の活動が円滑に出来るよう皆様方のご意見をいただき関係機関とも連携を図り積極的に対応をして参る所存です。

本年は、役員の改選期にあたりますので、後ほど総会において理事・監事を選任いただき臨時理事会において会長・副会長を選任し、総会にて報告する手順となっております。

本日は、令和4年度事業報告・決算及び令和5年度事業計画案・収支予算案並びに全国社会保険委員会連合会会費規程についてお諮りいた

しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ、日本年金機構並びに全国健康保険協会等関係団体の更なるご指導ご支援をお願い申し上げます。

来賓挨拶（要旨）

（年金局事業企画課 樋口課長挨拶）



厚生労働省年金局
事業企画課長

樋口 俊宏 様

ご紹介をいただきました厚生労働省年金局事業企画課長の樋口でございます。

令和5年度の

全国社会保険委員会連合会の定期総会が開催されますことに、まずは心からお喜びを申し上げます。

また、武藤会長代行を始め、ご臨席の皆様には、日頃より公的年金制度の周知広報につきましてご理解・ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

前回、この総会が開催されました厚生労働省からも出席させていただいたのは令和元年とうかがっております。当時は、今の私の上司であります宮本年金管理審議官が事業企画課長とし

て出席させていただき、ご挨拶させていただいたと聞いて参りました。やっとうこういう風に会議が出来るようになったということ、マスクなしの対面で出来るということで日常生活の大切さを痛感している状況であります。

コロナ禍におきましても、年金事業につきましても、正確確実に事業を実施していなければいけないということで我々やってきた次第であります。

私からは、年金事業について2つ最近の話をさせていただきます。

1つは、コロナ禍で政府のデジタル化が課題だということを感じました。年金事業につきましても電子申請であったり、事業所に申請内容を電子的にお返しして、それを申請に簡易に使っていただく取組みを始めております。今後、年金請求も一部電子的に申請していただけるように電子化を拡大していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いできればと考えております。

もう1つは制度改正につきましても、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が昨年10月に従業員101人以上規模の企業に施行されたところです。さらに、来年10月には、従業員51人以上規模の企業における適用拡大の施行が予定されています。その後の拡大につきましても、制度改正の議論が始まったという状況であります。保障を手厚くするという一方で、負担増に目がいきがちですが、メリットをしつ

かり理解いただけるように政府としては広報をしつかりと実施していきたいと思っておりますし、各省庁が連携してやっていこうというふうな政府全体の動きにもなっております。こちらにつきましてもご理解ご協力いただければと思っております。

皆様方には、年金制度の普及啓発、年金事務所への繋ぎや電子申請の繋ぎにつきまして、非常に大事な役割を担っていただいていると思っております。日本年金機構も令和5年度事業計画で、年金委員の活動支援を引き続き取組むこととしております。厚生労働省も連携してやっていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いたします。

皆様方のご健康ご活躍と全国社会保険委員会連合会の益々のご発展をお祈りして、私からの挨拶とさせていただきます。

保険局保険課 原田課長挨拶



厚生労働省保険局
保険課長

原田 朋弘 様

厚生労働省保
険課長の原田で
ございます。よ
ろしく願いた
します。

健康保険制度

の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から約3年が経過し、先月には感染症法上の位置

づけが変更されるなど、ウイズコロナへの取組みがどうなるかということもございますが、一方で、社会保険制度の運用に当たっては厳しい状況が続いていた中、被保険者の適用や社会保険料の納付をはじめとする各種社会保険手続きが、健康保険委員の皆様方のご尽力により滞りなく行われてきましたことに、改めて感謝申し上げます。

私からは最近の話も含めまして3点お話しさせていただきます。

1点目は、先月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

人生百年時代を迎える中、我が国の最大かつ喫緊の課題は、少子高齢化・人口減少にどう対応していくかでございます。大胆な少子化対策によつて人口減少の流れを止めるということと、これからも続く超高齢社会に備えて、社会保障制度の持続可能性をいかに高める対応をしていくかが課題となっております。

こうした中で、今回の制度改革では、出産育児一時金の大幅な増額とあわせ、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、後期高齢者が負担する保険料率の設定方法の見直し等を行うこととしており、こうした内容により、こども・子育て支援を拡充するとともに、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みを構築してまいります。

2点目に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてです。健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診するという取り組みを来年秋に開始するというところで先般、法改正をさせていただきました。患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より良い医療を受けていただくと共に、保険者の様々な事務負担も緩和していくといった主旨で取り組みを進めております。一方で、保険者が登録した加入者データに誤りがあったことにより、別の方の資格情報が紐付く等の事案が生じ、国民の皆様にご心配をおかけしていることについて大変申し訳なく思っています。

こうしたデータの誤登録の問題の対応としては、これまで行ってきたシステムのチェックや、保険者による自主的なチェック等の取り組みを鋭意進めさせていただいているところですが、最も重要なことは、迅速かつ正確なデータ登録を進めていくことです。そのためには、被保険者の資格取得時に、資格取得届に確実に個人番号を記入して保険者に届け出いただくことが極めて重要であり、今般、資格取得届への個人番号等の記載義務を省令上明確化したほか、事業主は被保険者に対し、マイナンバーの提供を求めることができる旨規定したところです。

皆様におかれましても、マイナンバーを提出いただく重要性をご理解いただき、ご協力いただければと考えております。

3点目は、保健事業分野における保険者の役

割として、被保険者の適用、保険料徴収、必要な保険給付を行うことはもちろんですが、現在は加入者の健康の保持増進、予防・健康づくりも大きな柱となっています。特に、被用者保険は、企業や業界単位という保険集団のメリットを最大限生かした自主的な運営により、効果的な事業展開が可能となっています。

現在、協会けんぽにおいては、来年度から始まる第3期データヘルス計画の策定に向けた検討を進めています。協会けんぽと事業主が協力して進めるコラボヘルス事業の取組みは重要であり、健康保険委員の皆様におかれても、こうした点にご留意いただきつつ、ご協力のほどよろしく願っています。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が、一層活躍いただくための一助となればと考えています。引き続き、皆様方にご協力いただきまして健康保険事業の推進・発展にご協力いただけますよう、何卒よろしく願っています。

日本年金機構 入澤理事挨拶

ただいまご紹介いただきました日本年金機構理事を拜命しております入澤と申します。どうぞよろしく願っています。

まずは、全国社会保険委員会連合会総会開催



日本年金機構本部
理事
入澤 俊行 様

おめでとうございます。
います。

全国社会保険
委員会連合会に
おかれましては、
長年にわたり、

公的年金制度の円滑な運営、日本年金機構の事業運営に多大なご理解ご協力を賜りまして御礼を申し上げます。

また、年金委員の皆様には、企業内における社会保険手続、従業員からの年金相談、説明会の開催等幅広く活躍いただき、皆様のご尽力に重ねて御礼申し上げます。

委員の皆様には、地域や企業の皆様になんか年金制度の正しい知識や情報を的確にお伝えいただくなど重要な役割を担っていただいております。日本年金機構におきまして、必要な協力連携や情報提供等の支援に取組んでまいり所存であります。少々お時間をいただきまして、令和4年度における日本年金機構の事業の取組状況について報告させていただきます。

令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し新しい時代に向けて歩き出す社会のため、正確かつ適切に年金制度を運営すること、また高齢化社会における我が国の社会の安定、安心に貢献できるよう決意を込めて「新しい時代に貢献する基幹業務の推進」、「オンラインビジネスモデルの着実な実現」、「リスク管理体制の強化」、「女性活躍と働

き方改革の推進」この4点を重点取組課題と位置付け、目標達成に向けて取り組んでまいります。

国民年金におきましては、若年層の納付率の促進や、地域の実情を踏まえた対策などを推進し、令和4年度の重点目標として取り組んだ国民年金保険料の最終納付率80%を達成するとともに、現年度分の保険料納付率も、目標を上回る伸び幅を確保できる見込です。

厚生年金保険の適用促進では、国税情報等を活用した加入指導の取組により、約9・6万事業所を新たに適用しております。

一方、保険料徴収では、納付が困難な事業所に対する丁寧な納付協議と、財務資料等で事業状況を把握し事業存続に配慮しながら保険料納付を促し、保険料取納率は前年度以上の98・5%を確保できました。

電子申請による届出の促進にあたっては、年金委員の皆様にも多大なご協力をいただいていると考えております。算定基礎届等の主要7届書の電子申請割合は約65%まで達成し、令和元年度より40%も上昇することができております。電子申請の促進につきましては、日本年金機構にとって多大な効果があると考えております。事務処理の効率化や委託費削減にも何重にも効果があると考えておりますので、引き続き年金委員の皆様にもご協力いただきますようよろしく願っています。

年金給付におきましては、サービススタン

ダードを設けており、老齢年金と遺族年金で1ヶ月以内、障害年金で3か月以内に年金証書をお送りするという取組について、90%以上を継続できしており、また、年金相談では9割を超える相談予約率を維持し、お客様をお待たせしない対応に努めてまいりました。

令和5年度におきましては、日本年金機構の第3期中期計画の最終年度であります。組織目標を「制度を実務に―全ては現場から―」とし、無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性の維持、正確な給付という機構のミッションを実現するため、組織一体となって取組んでいるところでございます。

なお、複雑となっている公的年金制度について、正確に国民にお伝えするのは日本年金機構の責務であると考えておりますが、より細かく全体に行き渡らせるためには、年金委員の皆様のご協力、委員会連合会の皆様のご協力がなければならぬと考えております。

引き続き日本年金機構の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。総会開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

全国健康保険協会 安藤理事長挨拶

全国健康保険協会の春山です。本来ですと、理事長の安藤がかがいます。ご挨拶申し上げます。ご挨拶申し上げます。安藤から挨拶本文を預



全国健康保険協会
審議役
春山 保男 様

かつてきており
ますので、代読
させていただきます。
本日ご列席の

各都道府県社会
保険委員会連合会の皆様方には、日頃から協会けんぽの事業運営につきまして、多大なご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成20年10月に協会けんぽが発足し、15年目を迎えますが、この間健康保険委員の委嘱者の総数は増加の一途をたどり、昨年度末には28.8万人を超える委員数となりました。あらためて全国社会保険委員会連合会並びに健康保険委員の皆様方の協会けんぽへのお力添えに深く敬意を表しますとともに、ご支援に心から感謝申し上げます。

さて、最近の協会けんぽを含む医療保険全般を取り巻く環境ですが、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年、高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、我々の負担する医療費は確実に増えていきます。そのため、協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておりません。また、協会けんぽの負担する後期高齢者支援金はここ数年で4千億円以上の負担増が予想されており、そして、平均保険料率10%を維持した場合でも、

数年後には収支差が赤字となり、準備金の取り崩しを行うことが見込まれており、協会けんぽの今後の財政は楽観を許さない状況にあります。このような厳しい情勢の中、協会けんぽとしましては、現金給付の適正かつ迅速な審査・支払や、医療費の適正化として、返納金債権発生防止のための保険証回収強化、国が進めるマイナンバーカードの保険証利用の推進に協力する等の、保険者としての基本的な役割を果たしたうえで、健康づくりなどの保健事業に一層注力してまいります。

加入者お一人お一人がより健康的な生活を送ることができれば、協会けんぽ全体の医療費の伸びを抑えていくことが可能となり、そのことにより、できる限り長く平均保険料率について10%を超えないようにしていきたいと考えております。

そこで、私ども協会けんぽから2点お願いがござります。

1点目は、毎年お願いしています「退職者の保険証の早期回収」です。昨年度においても、約54億円もの資格喪失後受診による返納金が発生しています。

令和3年10月から、マイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認が開始されましたが、完全に普及するまでは、退職時の保険証の回収徹底が、加入者及び保険者の双方にとつて大きな負担となる返納金の発生抑制の最大の防止策となります。引き続き「退職時の保険証

全国社会保険委員会連合会役員名簿

(令和5年7月1日現在)

役職	氏名	所属社会保険委員会連合会(団体)・職名
会長	出浦 智	東京都年金委員会連合会会長
副会長	井川 康治	北海道社会保険委員会連合会会長
副会長	須賀 昭仁	埼玉県社会保険委員会連合会会長
副会長	武藤 圭二	愛知県社会保険委員会連合会会長
副会長	緒方 純子	大阪府社会保険委員会連合会会長
副会長	谷本 満裕	徳島県社会保険委員会連合会会長
副会長	岩本 芳浩	福岡県社会保険委員会連合会会長
常務理事	阿蘇 俊彦	学識経験を有する者
理事	浅沼 隆	岩手県社会保険委員会連合会会長
理事	小松 貞夫	栃木県社会保険委員会連合会会長
理事	西村 博邦	富山県社会保険委員会連合会会長
理事	山本 一巖	兵庫県社会保険委員会連合会会長
理事	きめが川 伸一	鳥取県社会保険委員会連合会会長
理事	かわ川 崎友裕	宮崎県社会保険委員会連合会会長
理事	き木 谷豊	(一財)社会保険協会常務理事
監事	なか中 照夫	福島県社会保険委員会連合会会長
監事	さき木 利仁	(一社)全国社会保険協会連合会常務理事

の早期回収」の周知をお願いいたします。
2点目は、「事業所内での健康づくりの取組」です。協会けんぽからお送りする健診の案内を従業員の皆様へ配布していただくとともに、健診の受診に向け働きかけていただくこと、協会けんぽが実施する保健指導を利用していただけよう、日程や実施場所の提供等を調整していただくことなど、事業所内での健康づくりの取組を主導的に行っていただきますようお願いいたします。

保健事業の一例として、現役世代から健康づくりに取組むことが重要視されている中、事業

所と協会けんぽが一緒になって健康づくりに取り組む「コラボヘルス」の一つとして、健康づくりに積極的に取り組む事業所と自ら宣言する「健康宣言」がございます。令和4年度末時点で8・2万事業所に健康宣言をしていただき、加入者の健康づくりへの取組をサポートしております。

皆様には、「退職者の保険証の早期回収」と「事業所内での健康づくりの取組」につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

協会けんぽが保険者としての責務をしつかりと果たしていくためには、健康保険委員の皆様

の橋渡しの役割が必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えています。引き続き、私ども協会けんぽへのより一層のご支援、ご協力のほど、

よろしくお願い申し上げます。

出浦新会長ご挨拶



全国社会保険委員会連合会

出浦 智 様

本日は大変お忙しのところ、また遠路本總會にご出席いただきまして誠にありがとうございました。ただ

今議長からご報告がありましたようにこの度会長の大役を仰せつかりました東京都の出浦と申します。他に多数の適任者がおります中、皆様方の温かいご指導ご協力をいただき務めさせていただきます。ご参考までには、わたくしの所属いたします東京都連合会は、28の地区委員会がございまして社会保険協会と委員会役員が兼務しており、1支部を除いて合同で会議を開催しております。

コロナ禍で事業の中止等を余儀なくされておりましたが、当連合会といたしましては、令和5年度は事業計画に基づき事業を進めて参りますとともに、年金事務所の一番身近な関連団体といたしまして、引き続き社会保険の円滑な事業運営に積極的に協力して参りたいと思っておりますので、どうか皆様のご理解とご協力を重ねて申し上げまして簡単ですがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

年金シニア ライフセミナーの開催

全国社会保険委員会連合会では、「一般財団法人全国社会保険共済会」の支援の下「年金シニアライフセミナー」を各都府県社会保険委員会連合会及び一般財団法人社会保険協会の主催（共催）により開催いたしております。

当該セミナーは、定年前のサラリーマン、特に中小企業に勤める従業員、すなわち厚生年金

表I 令和5年度 年金シニアライフセミナー開催一覧（予定含む）

（令和5年7月末現在）

都道府県	実施予定日	実施場所
宮城県-1	令和5年10月4日(水)	ホテル白萩(仙台市)
宮城県-2	令和5年10月13日(金)	石巻商工会議所(石巻市)
宮城県-3	令和5年10月18日(水)	グランド平成(大崎市)
宮城県-4	令和5年10月23日(月)	大河原町駅前コミュニティセンター(大河原町)
宮城県-5	令和5年11月6日(月)	ホテル白萩(仙台市)
秋田県	令和5年10月3日(火)	北秋田市民ふれあいプラザコムコム(北秋田市)
千葉県-1	令和5年9月14日(木)	千葉市生涯学習センター(千葉市)
千葉県-2	令和5年9月22日(金)	船橋商工会議所(船橋市)
千葉県-3	令和5年9月27日(水)	松戸商工会議所(松戸市)
東京都	令和5年8月3日(木)	自動車会館(千代田区)
富山県-1	令和5年11月11日(土)	富山県民生生センター「サンフォルテ」(富山市)
富山県-2	令和5年11月11日(土)	高岡商工会議所(高岡市)
岐阜県-1	令和5年7月30日(日)	OKBふれあい会館(岐阜市)
岐阜県-2	令和5年8月6日(日)	大垣市情報工房(大垣市)
岐阜県-3	令和5年8月20日(日)	高山市民文化会館(高山市)
岐阜県-4	令和5年8月27日(日)	セラトピア土岐(土岐市)
岐阜県-5	令和5年9月3日(日)	みのかも文化の森(美濃加茂市)
静岡県-1	令和5年11月7日(火)	プラザヴェルデ(沼津市)
静岡県-2	令和5年11月14日(火)	静岡労政会館(静岡市)
静岡県-3	令和5年11月22日(水)	アクトシティ浜松(浜松市)
愛知県-1	令和5年10月11日(水)	ウイंकあいち(名古屋市)
愛知県-2	令和5年10月19日(木)	ウイंकあいち(名古屋市)
愛知県-3	令和5年10月20日(金)	豊橋商工会議所(豊橋市)
愛知県-4	令和5年10月24日(火)	ウイंकあいち(名古屋市)
滋賀県	令和5年11月9日(木)	粟東芸術文化会館(粟東市)
京都府-1	令和5年9月22日(金)	舞鶴グランドホテル(舞鶴市)
京都府-2	令和5年10月5日(木)	京都商工会議所(京都市)
大阪府-1	令和5年9月22日(金)	大阪商工会議所(大阪市)
大阪府-2	令和5年10月14日(土)	大阪商工会議所(大阪市)
兵庫県-1	未定	
兵庫県-2	未定	
奈良県	令和5年11月22日(水)	奈良県産業会館(大和高田市)
鳥根県	令和5年11月20日(月)	くにびきメッセ(松江市)
岡山県	令和5年11月28日(火)	ビューアリティまきび(岡山市)
広島県	令和5年11月15日(水)	広島ガーデンパレス(広島市)
山口県	令和5年12月6日(水)	萩市民館(萩市)
徳島県	令和5年10月2日(月)	徳島県J A会館(徳島市)
香川県-1	令和5年9月27日(水)	ホテルパールガーデン(高松市)
香川県-2	未定	
高知県	令和5年11月8日(水)	高知会館(高知市)
福岡県-1	令和5年8月3日(木)	博多バスターミナル会議室(福岡市)
福岡県-2	令和5年8月8日(火)	北九州市立男女共同参画センター・ムーブ(北九州市)
福岡県-3	令和5年8月9日(水)	飯塚研究開発機構(飯塚市)
福岡県-4	令和5年8月21日(月)	黒崎びびしんホール(北九州市)
福岡県-5	令和5年8月23日(水)	久留米リサーチ・パーク(久留米市)
福岡県-6	令和5年8月24日(木)	天神ビル(福岡市)
長崎県-1	令和5年9月5日(火)	アルカスSASEBO(佐世保市)
長崎県-2	令和5年9月8日(金)	島原文化会館(島原市)
長崎県-3	令和5年9月12日(火)	長崎県市町村会館(長崎市)
大分県	令和5年9月26日(火)	ホルトホール大分(大分市)
鹿児島県-1	令和5年10月12日(木)	鹿児島サンロイヤルホテル(鹿児島市)
鹿児島県-2	令和5年12月13日(水)	奄美振興会館(奄美市)
沖縄県-1	令和5年10月18日(水)	ちゃたんニライセンター(北谷町)
沖縄県-2	令和5年10月19日(木)	浦添市産業振興センター結の街(浦添市)

保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済及び健康の維持増進等に必要知識を提供し、充実したシニアライフを送れるよう参加者自身に考えていただくものです。

当該セミナーのカリキュラムは、

- 一、年金・医療保険に関すること
- 二、ライフプランと生きがいに関すること
- 三、家計経済プランに関すること

など三つのテーマ各々一時間程度の構成となっております。

年金シニアライフセミナー カリキュラム

I、年金・医療保険

◆社会保険制度の仕組みと手続き

- ①社会保険制度の概要
- ②シニアライフの生活を支える年金制度

II、ライフプランと生きがい

◆ライフプランと生きがいについて

- ①ライフプランはこれからの生活の羅針盤
- ②生きがいのある生活とは
- ③生きがいを築くために

III、家計経済プラン

◆家庭経済について

- ①これからの家計プランの考え方と長期家計プランの作成方法

人生百年時代と言われる昨今、定年後の年金に関する事、定年後の生活や余暇に関する事及び家庭経済に関する事について参考にしていただける講座となっております。

令和5年度については、表Iの都府県で開催を予定しておりますので、年金委員の皆様、退職予定者の皆様などへの公開講座としてご活用いただきますようお願いいたします。

令和四年度に東京都及び福岡県で開催された「年金シニアライフセミナー」受講レポート紹介

東京都年金シニアライフセミナー

令和五年二月三日、東京・市ヶ谷で開催された「年金シニアライフセミナー」は、六十歳前後の人を中心に、約65名が参加しました。

講師は活性化セミナー研究所の大橋正一さん。講演は「社会保険制度について」「生きがいとライフプラン」「六十歳からの家計プランの作り方」の三つのテーマで、休憩をまじえ詳しく丁寧な説明で進められました。

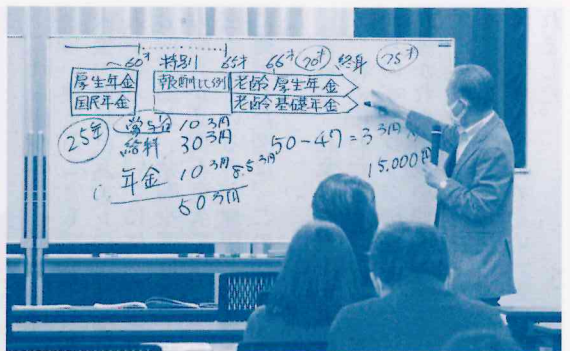
最初のテーマとなった社会保険制度については、特に年金制度の仕組みを丁寧に取り上げました。「ねんきん定期便」の確認の仕方といった基本的な話から始まり、「年金の繰り上げ支給・繰り下げ支給」とはどういうものかを、注意すべき点を踏まえながら説明。また、厚生年金における「加給年金」や「振替加算」といったワードの解説や、「在職老齢年金」とはどんなものかなど、年金の受給開始前に知っておきたい制度に関して丁寧な解説が行われました。



さらに、大橋講師はやや複雑な遺族年金にも触れ、遺族年金を受けられる条件、子がいる配偶者が受けられる遺族年金の額、子のいない妻が受けられる遺族年金の額、遺族年金と老齢年金の支給の仕組みはどうなっているかなど、細かい条件ごとに説明された。受講者からは、「年金制度のことはだいたい分かっていたつもりでしたが、知らなかったことがまだまだあることに気がきました」との感想が聞かれました。

次に退職後の雇用保険に関して説明があり、六十歳以上で再雇用などで働き続ける人に向けた「高年齢雇用継続給付」に関して詳しく解説されました。また、退職後の医療保険にも言及再就職する場合は再就職先の医療保険に加入できますが、再就職しない場合は国民健康保険にするか、二年間限定で健康保険の任意継続被保険者になるか、家族の被扶養者になるか、いずれかの選択が必要であるとの説明がありました。

二つ目のテーマ「生きがいとライフプラン」では、定年後の生活を考えるときに漠然と浮かび上がる「心配」の数々を一度洗い出してみましようという提案からスタート。大橋講師は「まずは健康と



お金。ほとんどの人がこの二つを最初に挙げるのではないでしょう。そのほかの心配は人それぞれ、千差万別だと思いますが、大きく分けると四つになります。この四つはどういうものがあるか説明していきます。う」と話されました。一つ

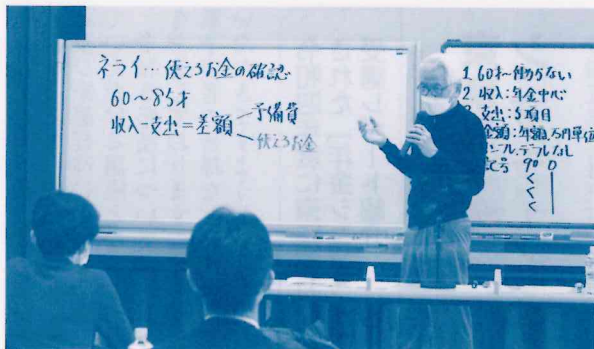
目は仕事の心配、二つ目は余暇活動(趣味や娯楽)の心配、三つ目は家族の心配、そして四つ目は地域社会に関する心配があるとのこと。大橋講師は、それぞれの心配の具体例、受け止め方、対処法などを、アドバイスを交えながら詳しく説明しました。

最後に「六十歳からの家計プランの作り方」の話がありました。これは、将来の出来事や見込まれる収支を書き出してわが家の今後の家計運営を考えるものですが、フォーマット化された記入用紙にどのように書き込めばよいかの記入例が書かれた用紙を見ながら、項目ごとに一つひとつ説明されました。受講者からは「内容が具体的で老後をイメージできました」「家計プランの作り方も、ライフプランの考え方に、関係しても、具体的な方法論を教えてください、大変参考になりました」といった感想が多く寄せられました。

福岡県年金シニアライフセミナー

令和五年一月二十四日、福岡・天神で開催された「年金シニアライフセミナー」は、五十代を中心に十六名が参加しました。

講師は活性化セミナー研究所の緒方逸郎さんと、特定社会保険労務士の猶寄（なおよさき）博子さん。緒方講師は、「生きがいとライフプランについて」「家庭経済について／健康生活について」をテーマに、猶寄講師は、「社会保険制度の仕組みと手続きについて」をテーマに講演を行いました。



まず緒方講師の「生きがいとライフプランについて」からスタート。定年が見えてくる五十代の受講者に向けて、退職後の生活に関する役立つ提案やアドバイスを行いました。

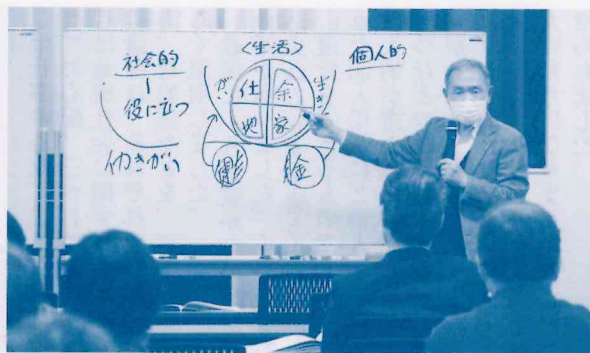
緒方講師は一枚の図を提示。中が四分割された大きな二重丸の下に、水平に引かれた線があり、その線の下に小さな丸が二つ並んでいます。「この線の下に二つの丸の中には、それぞれ健康、お金という言葉が入ります。その上の四分割の中には、それぞれ仕事、余暇、家族、地域という言葉が入ります。いずれも多くの人が抱えているであろう心配事で、合計で六つになります」と説明しました。

「仕事」の心配について、緒方講師は年齢を重ねるにつれ、続けたくても仕事が見つからないことも増えてくると話しました。そこで大切になるのは、自分の物差しを持つこと。「何がしたいのか」「何ができるのか」「何にこだわるのか」の三つの物差しを明確にして仕事を探すべきだと提案しました。

次は「余暇（趣味）」について。仕事をやめて年金生活に入ると、たくさんのお時間ができます。その時間を有効に使う手段として、趣味を持つことが大事だと話しました。趣味とは呼べないまでも「好きなもの」「関心あるもの」を増やすだけでも、日々の暮らしが充実してくるそうです。

「家族」に関しては、夫や妻、子供、親などに対して、それぞれに、それなりの心配事はあるもの。例えば夫や妻との関係は、子育てをしながら家のローンを払って、お互いに協力し合っているが懸命に働いていた頃とは明らかに変わってきます。定年後を見据えて、日頃の会話を始めるとするコミュニケーションを大切にしてください、お互いを理解する関係を新たに築くべきだと緒方講師は話しました。親の介護の問題はひとりで解決しようとせず、兄弟や身内の力を借りながら、公的機関もうまく利用して乗り切ることが大切だとアドバイスしました。

四つ目の「地域」とは、地域社会との関わりのこと。退職すると人と会う機会は激減し、生活の中心が自宅のある地域社会になります。このとき、地域の中に気軽に会話ができる知り合



いや、一緒に遊べる友人や飲み仲間がないのは非常に寂しく、不安になるもの。そうならないよう、会社勤めをしているときから地域の祭りや行事に参加したり、自治会のイベントに顔を出さすなどの関わりを持つておくべきだと緒方講師は話しました。

これら四つの「心配事」は、実は「生きがい」と言い換えることもでき、心配事と生きがいは表裏の関係にあると緒方講師は説明しました。人が暮らしていくには、仕事や地域といった社会的側面と、余暇や家族といった個人的な側面の両方が必要不可欠です。そして、これらを下支えしているのが健康とお金であること。最初に提示した図は、この関係性を表したものでした。

さらに、お金の心配事を解決方法の一つとして、将来にわたる家計の収支を見積もる「60歳からの家計プランの作り方」に関して、記入例が書かれた用紙を使って丁寧な説明がありました。受講者からは、「家計プランの作成に興味を持った」「ぜひこの家計プランを生かして定年後の準備を進めたい」という声が多く寄せられました。

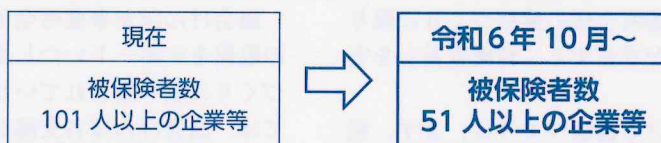
日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

日本年金機構からのお知らせ

1 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

(1) 概要

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）の加入対象となりますが、令和6年10月1日（施行日）から、特定適用事業所に該当する事業所の範囲が、被保険者数101人以上から51人以上に拡大されます。



<特定適用事業所とは？>

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数※が1年のうち6月間以上で51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数で判断します。

<短時間労働者の適用要件>

特定適用事業所で働く以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- ・2か月を超える雇用の見込みがあること
- ・学生ではないこと

(2) 手続き等

特定適用事業所に該当した場合は、「特定適用事業所該当届」の提出が必要です。また、特定適用事業所に該当し、短時間労働者の適用要件にすべて該当する方がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。

日本年金機構では、今後、令和6年10月から特定適用事業所に該当する可能性がある事業所等に、特定適用事業所に関するお知らせを送付することとしています。

適用拡大の手続き等に関するご案内は、当機構HPもご覧ください。

- URL: <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>

2 日本年金機構ホームページ「年金委員通信ページ」のご案内

日本年金機構では、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の役割などの紹介や、年金委員の皆様の活動に必要な情報をタイムリーに案内するよう、当機構HP内の「年金委員通信ページ」を活用し、委員の皆さんへの情報の発信を行っています。

- 主な掲載内容：年金制度説明会および年金委員研修用資料・関係届書、Topics記事
- URL: <https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/nenkiniin/tsuushin.html>

3 退職後も地域型年金委員として活動をお願いします

会社を退職され、職域型の年金委員を辞退された後も、これまでの経験や知識を活かし、引き続き、地域型の年金委員として自治会など地域において活動していただくことができます。

地域型年金委員になるための手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

生活習慣病予防健診の自己負担額の引き下げについて

超高齢社会の日本では従業員の疾病リスクが高まり、本人のQOLを低下させるだけでなく、体調不良による労働生産性の低下が懸念されています。協会けんぽは、加入者の健康増進のため、事業主と連携して従業員の健康を守る「コラボヘルス」を進めています。

この取組の一つとして、協会けんぽでは、事業所と連携し、事業所全体の健康づくりに取り組むことを事業主が宣言する「健康宣言」を実施しております。

事業所全体における健康づくりは、まず、従業員の皆様に健診を毎年受けていただくことから始まります。

協会けんぽでは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査、尿検査及びがん検診等を含めた生活習慣病予防健診を35歳～74歳の被保険者(ご本人)を対象に実施しています。

健診を毎年受けていただく目的は、病気の早期発見などのスクリーニングです。健診結果を確認し、生活習慣の改善が必要な方は、運動、食事などの生活習慣の見直しに取り組んでいただくことが大切です。

生活習慣の改善が必要な方には、保健師または管理栄養士が寄り添い生活習慣を見直す「特定保健指導」を行っています。協会けんぽでは、加入者の健康増進のため、特定保健指導の利用

率を今年度末までに35%に目標設定しているところですが、令和4年度においては、約18%にとどまっている状況です。

特定保健指導が必要な方、一人ひとりに対するご案内は、生活習慣病予防健診のご案内と同様に、事業所を通じてお渡ししていることから、事業所の協力が不可欠です。

協会けんぽが事業所全体における健康づくりの取組をサポートいたしますので、まだ、健康づくりに取り組まれていない事業所におきましては、協会けんぽ各支部が実施している「健康宣言」事業に積極的にご参加をお願い申し上げます。

また、協会けんぽでは、事業所全体における健康づくりを推進するため、令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担額を約2,000円引き下げました。さらに、令和6年度には、生活習慣病予防健診の一般健診と併せて受診することができる付加健診の対象年齢を40、50歳から40、45、50、55、60、65、70歳に拡大いたします。

健康保険委員の皆様には、生活習慣病予防健診の自己負担額の引き下げ及び付加健診の対象年齢拡大について、従業員の皆さまにご周知いただくようお願いいたします。

今後とも、協会けんぽの事業運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数 (令和5年4月1日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	5,079人	8,953人
2	青森	1,726人	3,117人
3	岩手	2,564人	2,745人
4	宮城	3,182人	6,045人
5	秋田	1,748人	2,447人
6	山形	1,981人	2,463人
7	福島	2,607人	4,878人
8	茨城	2,534人	8,069人
9	栃木	2,394人	10,555人
10	群馬	2,214人	4,936人
11	埼玉	3,447人	7,868人
12	千葉	2,764人	6,031人
13	東京	8,996人	12,056人
14	神奈川	3,785人	23,321人
15	新潟	4,160人	7,483人
16	富山	2,142人	4,601人
17	石川	1,468人	6,254人
18	福井	1,735人	3,548人
19	山梨	1,446人	2,129人
20	長野	4,005人	5,259人
21	岐阜	2,497人	5,233人
22	静岡	5,106人	19,034人
23	愛知	4,988人	18,476人
24	三重	1,525人	3,191人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,396人	2,642人
26	京都	1,674人	4,913人
27	大阪	4,510人	17,238人
28	兵庫	3,125人	6,248人
29	奈良	954人	2,360人
30	和歌山	1,021人	3,314人
31	鳥取	1,290人	2,864人
32	島根	1,514人	2,815人
33	岡山	3,630人	4,215人
34	広島	4,102人	9,907人
35	山口	2,479人	3,872人
36	徳島	1,471人	1,846人
37	香川	2,804人	2,993人
38	愛媛	2,713人	3,736人
39	高知	1,320人	1,982人
40	福岡	5,223人	13,879人
41	佐賀	1,523人	2,428人
42	長崎	1,671人	2,663人
43	熊本	2,650人	6,760人
44	大分	1,629人	3,171人
45	宮崎	2,300人	4,020人
46	鹿児島	2,144人	3,031人
47	沖縄	1,404人	3,247人
	合計	126,640人	288,836人

